

平成31年3月29日

宮城県加美郡加美町町屋敷二番42-1

今野花店葬儀社本店・小野田店 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書 兼 要 請 書

当団体からの平成30年7月23日付照会について、同年9月6日付ご回答をいただきありがとうございました。ご回答をいただいた後、当団体において保険契約に関する法制度等について調査・検討を行ってまいりましたことから、本書面の送付までに期間を要しましたことお詫び申し上げます。

貴社からのこれまでの回答を拝見し、改めて下記の点について照会・要請させていただきます。

下記照会・要請について、貴社においてご対応いただけるか否かについて、文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 照会

【照会事項】

当団体からの「貴社が提供する、利用者が掛金を納めることによって利用者

死亡の際に貴社の葬儀施行を受けることができるとする事業について「共済」を名乗らないこと」という要請に対して、「「共済」という定義を尊重し、慎重に対応致します。」とのご回答を頂いておりました。

その後の対応として、「共済」の名称を継続使用されているのか名称変更されているのか御教示下さい。

また、「共済」の名称を使用していない場合には、現在どのような名称として同事業を行っているのか、現在のチラシ、規約、申込書等の書類をご提供下さい。

2 要請（再度）

【要請事項】

適切な解約返戻金の条項を設け、解約した者に対する解約返戻金の支払いを行うこと

【要請の理由】

- 1 上記要請事項について、貴社からは、掛金は当月分の補償となっており、掛け捨てであることを契約者に説明して理解されていることを理由に返金することがない旨のご回答を頂きました。
- 2 しかし、保険法2条1号括弧書きは、保険給付に関して「生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る」と規定しております。

貴社の事業における給付（葬儀施行）を前提とした場合、貴社の事業は生命保険（共済）と認められず、契約者が月ごとに支払う金銭も生命保険（共済）の掛金として認められません。

そのため、契約者に返金を行わない理由を掛金の掛け捨てであると正当化することはできないものと思われます。

- 3 また、前回要請時にも申し上げましたとおり、貴社の事業では単に利用者が死亡しただけでは何らの給付を受けることができず、貴社との間で葬儀施行契約が締結された場合に、葬儀費用の割引ないしは葬儀の施行という形で給付が受けられるものですから、貴社の事業の実体は、貴社に葬儀施行を依頼することを前提とした葬儀費用の事前積立て、及び事前に積み立てることを条件とする葬儀費用の割引制度にほかなりません。

実際に、ジャパン共済規約第7条3項を見ると「葬儀施行は、加入開始後

4力年の経過をもって開始する。ただし、4力年未満に葬儀発生が生じた場合は、段階的に割引する。」規定されており、実体としても契約者が月ごとに支払う金銭が当月分の補償ではなく、葬儀費用の事前積立て、及び事前に積み立てることを条件とする葬儀費用の割引制度となっていることが明らかです。

よって、この点からも保険契約の掛金の掛け捨てであるということを理由に返金を行わないことはできないものと考えられます。

- 4 消費者契約法9条1号は、解除に伴う損害賠償の額を予定する条項について、平均的な損害の額を超える部分につき無効と定め、同法10条においては、消費者の利益を一方的に害する条項は無効と定めていますので、解約に伴って一切返金を行わない、ないしは「平均的な損害」の額を超える金額を手数料として差し引く場合は消費者契約法9条1号ないし同法10条に反するおそれがあります。

これらの条文は、契約者との間の条項の無効を定めるものですので、契約者に解約に伴う返金に関して説明し、理解されていたとしても、これらの条文によって条項が無効とされれば解約に伴う返金がないことは正当化されません。

以 上